

J A R Aパラローイング委員会選手選考規定 細則
育成指定選手指定期間の通算基準

J A R Aパラローイング委員会選手選考規定 2 0 2 5 年（令和 7 年）3 月 1 9 日改定
第 5 条 3 項（ウ） 記載、育成指定選手の指定期間の通算基準は、育成指定選手制度が開始された
2 0 1 9 年度以降の各年度について通算する。

附則

2 0 2 5 年（令和 7 年）3 月 1 9 日制定、2 0 2 6 年（令和 8 年）4 月 1 日施行

以上